

令和7年12月3日開会

令和7年12月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議 案 第 77 号	寝屋川市立コミュニティセンター条例の一部改正	1
議 案 第 78 号	寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正	7
議 案 第 79 号	寝屋川市基金条例の一部改正	9
議 案 第 80 号	寝屋川市基金条例の一部改正	11
議 案 第 81 号	寝屋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	13
議 案 第 82 号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	16
議 案 第 83 号	寝屋川市水道事業給水条例及び寝屋川市下水道条例の一部改正	18
議 案 第 84 号	寝屋川市立地域交流センター条例の一部改正	21
議 案 第 85 号	令和 7 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議 案 第 86 号	令和 7 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 87 号	令和 7 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 88 号	令和 7 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 89 号	製造請負契約の締結（寝屋川市立田井小学校及び寝屋川市立第三中学校の学校給食の調理及び提供）	23
議 案 第 90 号	製造請負契約の締結（寝屋川市立啓明小学校及び寝屋川市立第九中学校の学校給食の調理及び提供）	24

番 号	案 件	頁
議案第 91 号	製造請負契約の締結（寝屋川市立点野小学校及び寝屋川市立第八中学校の学校給食の調理及び提供）	25
議案第 92 号	製造請負契約の締結（寝屋川市立三井小学校及び寝屋川市立第十中学校の学校給食の調理及び提供）	26
議案第 93 号	製造請負契約の締結（寝屋川市立桜小学校及び寝屋川市立第二中学校の学校給食の調理及び提供）	27
議案第 94 号	指定管理者の指定（寝屋川市立市民会館）	28
議案第 95 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西北コミュニティセンター）	29
議案第 96 号	指定管理者の指定（寝屋川市立南コミュニティセンター、寝屋川市立南コミュニティセンター分館）	30
議案第 97 号	指定管理者の指定（寝屋川市立東北コミュニティセンター）	31
議案第 98 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西コミュニティセンター）	32
議案第 99 号	指定管理者の指定（寝屋川市立東コミュニティセンター）	33
議案第 100 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西南コミュニティセンター）	34
議案第 101 号	指定管理者の指定（すばる・北斗福祉作業所、大谷の里）	35
議案第 102 号	指定管理者の指定（寝屋川市立国道 1 号高架下駐車場）	36
議案第 103 号	指定管理者の指定（寝屋川市立学び館）	37
議案第 104 号	指定管理者の指定（寝屋川市立地域交流センター）	38
議案第 105 号	指定管理者の指定期間の変更	39
議案第 106 号	寝屋川市名誉市民の称号の贈呈	40

議案第 77 号

寝屋川市立コミュニティセンター条例の 一部改正

寝屋川市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立コミュニティセンター条例（平成17年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「センター」の次に「(分館を含む。第8条第1項、第9条第1項、第10条ただし書、第12条第1項及び別表第2を除き、以下同じ。)」を加える。

第7条を削り、第6条を第7条とする。

第5条第1号中「使用」を「施設の利用」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（施設）

第4条 センターに、別表第1に掲げる施設を置く。

第8条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条第1項中「(分館を除く。)の使用時間」を「の開館時間」に改め、同条第2項中「使用時間」を「開館時間」に改める。

第9条第1項中「(分館を除く。)」を削り、同項第1号中「(前条第2号に掲げる日を含む。)」を削り、同項第2号中「(前条第2号に掲げる日を含む。)」を「の日」に改める。

第17条を第19条とする。

第16条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「使用者は、センター」を「利用者は、センターの施設」に改め、同条を第17条とする。

第14条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者は、センターを使用する」を「利用者は、センターの施設を利用する」に、「使用してはならない」を「利用してはならない」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「使用者は、その使用」を「利用者は、その利用」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に、「使用の」を「利用の」に、「使用した」を「利用した」に改め、同条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改

め、同項第1号中「センターの施設及びその附属設備を使用する者（以下「使用者」という。）」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同項第2号及び第3号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第4号中「前条第3項各号」を「第11条第3項各号」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金）

第12条 センターの施設及びその附属設備を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に、これらの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「センターを使用しようとする」を「センターの施設を利用しようとする」に改め、同条第3項中「使用」を「利用」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（利用することができる者）

第10条 センターの施設を利用することができる者は、5人以上の者で組織する団体（規則で定める要件に該当するものに限る。）であって、規則で定めるところにより、指定管理者の登録を受けたものとする。ただし、センターの体育室については、規則で定める場合に限り、個人が利用することができるものとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

センター・分館	施 設
西北コミュニティセンター	体育室 集会室 和室 講義室 美術工芸室 多目的室 料理室 幼児室
南コミュニティセンター	体育室 集会室 和室 講義室 多目的室 実習室 グラウンドゴルフ場
東北コミュニティセンター	体育室 和室 ホール 多目的室 料理室 会議室
西コミュニティセンター	体育室 集会室 和室 美術工芸室 多目的室 料理室 会議室
東コミュニティセンター	体育室 集会室 和室 美術工芸室 多目的室 料理室 会議室 幼児室
西南コミュニティセンター	体育室 集会室 和室 講義室 美術工芸室 多目的室 料理室
南コミュニティセンター分館	多目的室 会議室 グラウンドゴルフ場

別表第2（第12条関係）

1 施設の利用料金

(1) 団体利用の場合の利用料金

利用施設	利用料金の額		
	利用区分		
	午前 〔午前9時から 正午まで〕	午後 〔午後1時から 午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から 午後10時まで〕
ア イに掲げる施設 以外のセンターの 施設	1,000円	1,000円	1,000円
イ 東北コミュニテ ィセンターのホー ル	2,000円	2,000円	2,000円

備考

- 1 この利用料金は、団体がセンターの施設を専用して利用する場合（体育室にあっては、指定管理者の定めるところにより利用する場合）の利用料金である。
- 2 センターの施設は、この表に規定する利用区分（グラウンドゴルフ場にあっては、指定管理者の定める利用区分）を単位として団体利用をすることができるものとする。

(2) 個人利用の場合の利用料金

利用施設	利用料金の額
センターの体育室	利用1回につき100円

備考

- 1 この利用料金は、センターの体育室について指定管理者の定めるところにより個人利用をする場合の1人当たりの利用料金である。
- 2 中学生以下の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）は、無料とする。
- 3 センターの体育室は、2時間以内で指定管理者の定める時間を単位として個人利用をすることができるものとする。

2 附属設備の利用料金

利用 附属設備	利用 料 金 の 額
陶芸用の窯	利用1回につき 1,000円
冷暖房設備	実費の額を基に市長が定める金額

備 考

冷暖房設備の利用に係る利用料金については、センターの体育室の冷暖房設備を利用する場合に徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市立コミュニティセンター条例の規定は、令和8年4月1日以後にコミュニティセンター（分館を含む。）の施設を利用する場合について適用し、同日前にコミュニティセンター（分館を含む。）の施設を利用する場合については、なお従前の例による。

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙
における選挙運動用ポスターの作成の公
営に関する条例及び寝屋川市議会議員及
び寝屋川市長の選挙における選挙運動用
ビラの作成の公営に関する条例の一部改
正

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例及び寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動
用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年寝屋川市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

(寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例)

第 2 条 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 19 年寝屋川市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 79 号

寝屋川市基金条例の一部改正

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例

第 1 条 寝屋川市基金条例（平成 19 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(19) 寝屋川市政策ファンド	寝屋川市の未来への投資の推進に資する事業の資金に充てるため
-----------------	-------------------------------

第 2 条 寝屋川市基金条例の一部を次のように改正する。

別表中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

寝屋川市基金条例の一部改正

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例

第 1 条 寝屋川市基金条例（平成 19 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(20) 寝屋川市災害準備基金	南海トラフ地震防災対策を始めとする 大規模災害等に対する対策を推進する 資金に充てるため
-----------------	--

第 2 条 寝屋川市基金条例の一部を次のように改正する。

別表中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

寝屋川市乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定

寝屋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次項及び第 3 項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「府令」という。）（第 25 条を除く。）に定めるところによる。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業所（府令第 25 条に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業所をいう。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 寝屋川市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年寝屋川市条例第 57 号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 寝屋川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年寝屋川市条例第 7 号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年寝屋川市条例第 4 号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年寝屋川市条例第 4 号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

- 3 乳児等通園支援事業においては、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に行われる乳児等通園支援事業の設備及び運営について適用する。

議案第 82 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 5 号の表以外の部分を次のように改める。

建築物に関する確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第 11 条第 1 項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当するものを除く。）又は計画の通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第 12 条第 2 項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であって、建築物省エネルギー法施行規則第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当するものを除く。）（建築物省エネルギー法第 11 条第 6 項に規定する適合判定通知書、建築物省エネルギー法施行規則第 24 条第 1 項の規定による通知に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 1 項の規定による通知に係る書面又はそれらの写しの提出がない場合に限る。）に対する審査 第 1 号の手数料のほか、建築物ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第 5 条第 3 項中「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

別表 31 の項中「第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項」を「第 137 条の 12 第 11 項又は第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

寝屋川市水道事業給水条例及び寝屋川市 下水道条例の一部改正

寝屋川市水道事業給水条例及び寝屋川市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市水道事業給水条例及び寝屋川市下水道条例の一部を改正する条例

(寝屋川市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 寝屋川市水道事業給水条例（昭和 52 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項に後段として次のように加え、同項を同条第 3 項とする。

前項の規定により他の水道事業者等が給水装置工事を施行する場合も、同様とする。

第 7 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。）又は他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下これらの者を「他の水道事業者等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、他の水道事業者等が当該工事を施行することができる。

第 7 条の 2 第 2 項に後段として次のように加える。

前条第 2 項の規定により他の水道事業者等が給水装置工事を施行する場合も、同様とする。

第 35 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(第 7 条第 2 項に規定するときにあつては、他の水道事業者等)」を加える。

(寝屋川市下水道条例の一部改正)

第 2 条 寝屋川市下水道条例（昭和 47 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）から第 1 項に規定する指定工事店の指定に相当する指定を受けている者が

排水設備の新設等の工事を行う必要があると認めるときは、当該指定を受けている者が当該工事を施行することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

寝屋川市立地域交流センター条例の一部 改正

寝屋川市立地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立地域交流センター条例（平成 22 年寝屋川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号」を「前項第 1 号」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 条第 2 項中「(寝屋川市立地域交流センター自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）を除く。）」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条第 1 項ただし書を削り、同条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする。

第 13 条第 1 項中「(自転車駐車場を除く。）」を削り、同条を第 12 条とし、第 14 条から第 16 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 17 条中「第 14 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とする。

第 19 条第 3 項中「第 20 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条を第 18 条とし、第 20 条を第 19 条とし、第 21 条を第 20 条とする。

別表自転車駐車場の項を削り、同表備考の 3 及び 4 の(1)中「(自転車駐車場の利用者を除く。）」を削り、同表備考の 6 及び 7 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 寝屋川市立田井小学校及び寝屋川市立第三中学校の学校給食の調理及び提供 |
| 2 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 金281,325,000円
(内消費税及び地方消費税の額25,575,000円) |
| 4 契 約 期 間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで |
| 5 契約の相手方 | 大阪府大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
名阪食品株式会社大阪事業部
事業部長 寺 田 栄 策 |

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和7年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 契 約 の 目 的 寝屋川市立啓明小学校及び寝屋川市立第九中学校の学校給食の調理及び提供
- 2 契 約 方 法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 額 金184,800,000円
(内消費税及び地方消費税の額16,800,000円)
- 4 契 約 期 間 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで
- 5 契約の相手方 大阪府門真市殿島町6番1号
株式会社東テスティパル
代表取締役 藤 井 俊 成

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和7年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 契 約 の 目 的 寝屋川市立点野小学校及び寝屋川市立第八中学校の学校給食の調理及び提供
- 2 契 約 方 法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 額 金163,152,000円
(内消費税及び地方消費税の額14,832,000円)
- 4 契 約 期 間 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで
- 5 契約の相手方 大阪府大阪市福島区福島四丁目6番31号
一富士フードサービス株式会社近畿支社
支社長 川 寄 英 樹

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 寝屋川市立三井小学校及び寝屋川市立第十中学校の学校給食の調理及び提供 |
| 2 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 金192,053,400円
(内消費税及び地方消費税の額17,459,400円) |
| 4 契 約 期 間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで |
| 5 契約の相手方 | 大阪府大阪市中心区南久宝寺町四丁目3番5号
株式会社テストィパル
代表取締役 藤 井 俊 成 |

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和7年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 寝屋川市立桜小学校及び寝屋川市立第二中学校の学校給食の調理及び提供 |
| 2 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金221,469,600円
(内消費税及び地方消費税の額20,133,600円) |
| 4 | 契 約 期 間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目3番5号
株式会社テストィパル
代表取締役 藤 井 俊 成 |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民会館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 寝屋川市立市民会館 |
| 2 | 団体の名称 | 株式会社ケイミックスパブリックビジネス |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西北コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立西北コミュニティセンター |
| 2 団体の名称 | 西北コミュニティセンター運営協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立南コミュニティセンター、寝屋川市立南コミュニティセンター分館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 寝屋川市立南コミュニティセンター
寝屋川市立南コミュニティセンター分館 |
| 2 | 団体の名称 | 南コミュニティセンター運営協議会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寢屋川市立東北コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寢屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寢屋川市立東北コミュニティセンター
- 2 団体の名称 東北コミュニティセンター運営委員会
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立西コミュニティセンター |
| 2 団体の名称 | 西コミュニティ推進委員会 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立東コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市立東コミュニティセンター
- 2 団体の名称 東コミュニティセンター運営委員会
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西南コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 寝屋川市立西南コミュニティセンター |
| 2 | 団体の名称 | 西南地区コミュニティ推進委員会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(すばる・北斗福祉作業所、大谷の里)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 寝屋川市立療育・自立センター（2 施設）
すばる・北斗福祉作業所
大谷の里 |
| 2 | 団体の名称 | 社会福祉法人療育・自立センター |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立国道1号高架下駐車場)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立国道1号高架下駐車場 |
| 2 団体の名称 | アドバンス寝屋川マネジメント株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寢屋川市立学び館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寢屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寢屋川市立学び館
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人 和（なごやか）
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立地域交流センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市立地域交流センター
- 2 団体の名称 株式会社アステム
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定 期 間 の 変 更

令和 2 年 12 月市議会定例会（議案第 117 号）において議決を得た寝屋川市立中央高齢者福祉センターの管理に係る指定管理者の指定に関し、次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

変更する内容

指定の期間

変更前 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

変更後 令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（6 年間）

寝屋川市名誉市民の称号の贈呈

次の者に寝屋川市名誉市民の称号を贈ることについて、寝屋川市名誉市民条例（昭和 47 年寝屋川市条例第 18 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	
氏 名	北 川 進（きたがわ すすむ）
生年月日	

理 由

平成 2 年に多孔性材料に関する研究を開始し、平成 4 年、細孔に有機物を含んだ多孔性材料（多孔性金属錯体（MOF））の合成に成功、平成 9 年、多孔性金属錯体（MOF）に大量の気体の取り込みが可能であることを世界で初めて立証した。

これを契機として、多孔性材料に関する研究が世界中で盛んに行われ、また、既存の多孔性材料を凌駕する性質や機能を開拓したことから、学術的・産業的価値を大きく広げ、“配位空間の化学”という新たな研究領域を創成するとともに、エネルギー、環境、医療分野など、現代社会の諸問題に対する新たな解決策を提供すると国際的に評価され、令和 7 年 10 月 8 日、「多孔性金属錯体（MOF）の開発」によるノーベル化学賞の受賞が決定した。

このことは、文化の進展に貢献し、その功績が卓越するため、寝屋川市名誉市民の称号を贈るものである。